

# 山梨県公報

第千三百四十号

平成十四年

十二月二日

月 曜 日

## 目次

告示

土地収用事業の認定……………六三五

公害 毒物劇物取扱者試験の実施……………六三六

平成十四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………六三六

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六三七

開発行為に関する工事の完了について……………六三七

## 告示

### 山梨県告示第四百九十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年十二月二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 起業者の名称  
三珠町
- 二 事業の種類  
三珠町民スポーツ広場建設事業
- 三 起業地  
収用の部分 西八代郡三珠町上野字町屋地内  
使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由

#### 1 法第二十条第一号要件

三珠町民スポーツ広場建設事業(以下「本事業」という。)は、三珠町が行うテニスコート建設事業であり、法第三十三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する運動場」に関するものであることから法第二十条第一号に該当する。

#### 2 法第二十条第二号要件

起業者は、一般会計により既に財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから法第二十条第二号に該当する。

#### 3 法第二十条第三号要件

(1) 既存のスポーツ広場には、テニスコート二面が設置されていたが、その一部を児童館建設用地として使用することとなり、一面しか利用することができない状況となった。本事業は、テニスコート二面を確保するため、新たに土地を取得し、残地を含めて、スポーツ広場を新たに建設し直す事業である。町内の他の場所にはテニスコートは無く、既存施設は長年住民から利用されており、コート数を減らさず、従来の機能を確保することは、住民の健康づくり、生涯スポーツの振興につながるなど、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(2) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(3) 起業地は、既存施設の残地を含めた一団の土地が確保できること、利便性、経済性等の要件を考慮し選定した三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(4) 本事業計画は、財団法人日本テニス協会が定めたテニス規則に基づいた施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地としておりと認められること。

(5) (1)から(4)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから法第二十条第三号に該当する。

#### 4 法第二十条第四号要件

既存施設は、三珠町まちづくり総合計画に位置付けられた施設である。また、三珠町体育協会から「従来どおり二面のコートを確認するよう」要請書が出されており、本事業は早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから法第二十条第四号に該当する。

#### 5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

三珠町教育委員会社会教育係

# 公 告

毒物劇物取扱者試験の実施  
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十四年十二月二日

山梨県知事 天 野 建

## 一 試験日

平成十五年二月八日（土）

## 二 試験場所

甲府市池田二丁目六番一号 山梨県立看護大学

## 三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

## 四 受験資格

学歴、年齢及び性別を問わない。

## 五 試験の方法及び科目

- 1 筆記試験
  - (一) 毒物及び劇物に関する法規
  - (二) 基礎化学
  - (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- 2 実地試験
 

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

## 六 受験手続

- 1 提出書類
  - (一) 受験願書
  - (二) 履歴書（受験願書の裏面）
  - (三) 戸籍抄本又は住民票抄本
  - (四) 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもので、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものを履歴書の写真欄にはり付けること。）
- 2 受験手数料
 

一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

七 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

## 1 受付期間

平成十五年一月六日（月）から同月十日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。ただし、郵送による場合は、一月十日（金）までの消印のあるものは有効とする。

## 2 提出先

住所地を所管する各地域振興局健康福祉部（保健所）に提出すること。

ただし、県外居住者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）とする。

## 八 合格者の発表

合格者には、合格証を交付するとともに、平成十五年二月二十八日（金）に受験番号を県庁南側及び各地域振興局健康福祉部（保健所）の掲示板に発表するほか、合否を郵便はがきで通知する。

## 九 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 一三七 一一一 内線三四六二番）に問い合わせること。

平成十四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十四年十二月二日

山梨県知事 天 野 建

| 同一の単位とされる保安林  | 皆伐面積の限度       |
|---------------|---------------|
| 甲府地区水源かん養保安林  | 一、六三二・六九ヘクタール |
| 甲府地区土砂流出防備保安林 | 一七六・二三ヘクタール   |
| 甲府地区保健保安林     | 三・三六ヘクタール     |
| 笛吹川水源かん養保安林   | 一、二二三・九〇ヘクタール |
| 笛吹川土砂流出防備保安林  | 一一三・〇〇ヘクタール   |
| 笛吹川干害防備保安林    | 〇・七二ヘクタール     |
| 鰍沢地区水源かん養保安林  | 一、八五〇・二八ヘクタール |
| 鰍沢地区土砂流出防備保安林 | 一四二・三〇ヘクタール   |

|   |   |
|---|---|
| 鵜沢地区干害防備保安林<br>鵜沢地区保健保安林<br>葦崎地区水源かん養保安林<br>葦崎地区土砂流出防備保安林<br>多摩川上流水源かん養保安林<br>多摩川上流水源かん養保安林<br>相模川中流水源かん養保安林<br>相模川中流水源かん養保安林<br>相模川上流水源かん養保安林<br>相模川上流水源かん養保安林 | 五・五七ヘクタール<br>一・五四ヘクタール<br>一・九一・〇七ヘクタール<br>五・六七・三六ヘクタール<br>七・一三・八四ヘクタール<br>一・六・五八ヘクタール<br>一・六三・九九ヘクタール<br>一・三八・六一ヘクタール<br>一・二二・三〇ヘクタール<br>一・七二・七一ヘクタール |
|---|---|

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年十二月二日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
  - 中巨摩郡昭和町清水新居字南河原一一四の一、一一四の三、一一四の七、一一四の八、一一四の九、一一四の一〇、一一四の一、一一四の二、一一四の三、一一四の四、一一四の五、一一四の六、一一四の七及び一一四の一八
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

|                  |         |
|------------------|---------|
| 公共施設の種類          | 位置及び区域  |
| 道路<br>水路<br>ごみ置場 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十四年十二月二日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
  - 中巨摩郡白根町上今諏訪字御勅使先七〇の一、七〇四の一、七〇五の二及び七〇六の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 中巨摩郡白根町上今諏訪千七百四十五番地一 小林昭
  - 中巨摩郡白根町上今諏訪千六百七十四番地 伊藤邦明
  - 甲府市国母二丁目三番四十号ロイヤルヒル小林百六 鈴木弘

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番